

**第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会  
奈良県準備委員会専門委員会規程**

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会会則第 13 条第 3 項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第 2 条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会は必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第 5 条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、当該委員会の委員長が会長の承認を得て別に定める。

附則

この規程は、令和 3 年 1 月 2 4 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 1 月 6 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 8 月 3 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

種類	付託事項	委任事項
総務企画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合的な方針・計画の立案に関する事</li> <li>2 会場地の選定に関する事</li> <li>3 総合開・閉会式の選定に関する事</li> <li>4 県及び会場地市町村の業務分担・経費負担に関する事</li> <li>5 競技施設等の整備計画に関する事</li> <li>6 情報通信施設の整備計画に関する事</li> <li>7 他の専門委員会に属さない重要な事項に関する事</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合的な計画の推進に関する事</li> <li>2 競技施設基準に関する事</li> <li>3 競技施設の整備計画の推進に関する事</li> <li>4 情報通信施設の整備計画の推進に関する事</li> <li>5 文化プログラムに関する事</li> <li>6 他の専門委員会に属さない事項の推進に関する事</li> </ol>
競技運営	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 実施競技の選定立案に関する事</li> <li>2 競技の企画運営の計画立案に関する事</li> <li>3 競技役員等の養成・編成の計画策定に関する事</li> <li>4 競技用具の整備計画立案に関する事</li> <li>5 デモンストレーションとしてのスポーツ行事、公開競技の計画策定に関する事</li> <li>6 その他競技に係る事項の計画策定に関する事</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技運営に係る計画の推進に関する事</li> <li>2 競技役員等の養成・編成の推進に関する事</li> <li>3 競技用具の整備に係る事項の推進に関する事</li> <li>4 デモンストレーションとしてのスポーツ行事、公開競技の推進に関する事</li> <li>5 競技記録集計処理の推進に関する事</li> <li>6 リハーサル大会の推進に関する事</li> <li>7 その他競技に係る事項の推進に関する事</li> </ol>
広報・県民運動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報の基本的事項に関する事</li> <li>2 県民運動の基本的事項に関する事</li> <li>3 その他広報及び県民運動に係る重要な事項に関する事</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報の実施に関する事</li> <li>2 県民運動の推進に関する事</li> <li>3 愛称・スローガン、マスコット等に関する事</li> <li>4 その他広報及び県民運動に係る事項に関する事</li> </ol>

\* 付託事項：付託された事項を調査、審議すること。

\* 委任事項：委任された事項を決議すること。